

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年十一月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

#### 一 届出事項の概要

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ当新田店 お宝発見岡山店

所在地 岡山市当新田一二一ー二ほか

##### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

###### (1) 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六一七

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

###### (2) 名称 コーナン商事株式会社

住所 大阪府堺市鳳東町四丁四〇一ー一

代表者の氏名 代表取締役 疋田 耕造

##### 3 変更事項

###### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置

###### (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

###### ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 株式会社ハローズ 午前〇時 その他 午前九時

(変更後) A棟及びC棟 午前〇時 B棟 午前九時

###### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 株式会社ハローズ 午後十二時 その他 午後九時

(変更後) A棟及びC棟 午後十二時 B棟 午後九時

###### ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

第一駐車場及び第二駐車場 午前〇時から午後十二時まで

(ただし、一部は午前六時から午後十時まで)

第三駐車場 午前八時から午後十時まで

(変更後)

第一駐車場 午前〇時から午後十二時まで  
(ただし、一部は午前六時から午後十時まで)

第二駐車場 午前六時から午後十時まで

第三駐車場 午前八時から午後十時まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

平成十九年七月十四日

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

平成十八年十二月一日

二 届出年月日

平成十八年十一月十三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十八年十一月二十一日から平成十九年三月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局経済企画総務課